第三節 長期不況下の社会福 祉

バ ブル 経済崩壊後の貧困 蕳 題

時 期 変容する生 過去最低を記録するに至った。 0 生活保 護制 編に バ ブ 度は、 よって、 ル 経済 大幅な見直しが行われることはなく、 ,の崩 平成十三 (二〇〇一) 壊後に国や地方自治体は、 年には厚生労働省が発足することになった。 各種の行政改革を進めた。 被保護人員や生活保護の保護率も平 その一つである省庁再 他方で、 ·成七年度

に

帯は、 出産扶助、 か 備 けて据え置き、 生活保護の保護基準は、 えていた。 高齢、 生業扶助、 母子、 それ 十五年に初めての引き下げが実施されるという経緯をたどった。 葬祭扶助)に、介護扶助が追加されている。 傷病 から平成十二年には、 障害の各世帯が大部分を占め、 水準均衡方式の下で平成十二年まで少しずつ引き上げられ、十三年から十四年に 生活保護の七つの扶助 単身世帯の増加や受給期間 (生活扶助、 住宅扶助、 当時の生活保護 0 長期化力 教育扶助、 とい 医 の 療扶 た特徴)受給!

進 専門委員会を設置 め 平 成十五年七月になって厚生労働省は生活保護制 平成十六年十二月に報告書をまとめた。 した。 同委員会は、 最低生活保障の体系と生活保護基準の 同報告は、 度の見直しを図るべく、 生活困窮者の自立・就労を支援する観点から生活 生活保護制 在り方の 見直 度 の在り L に 関す り方 る議 に 関 する 論

保護の内容を見直すことなどを提案していた。

職 は た。

業

相

内容

同

自

沿

体

厚

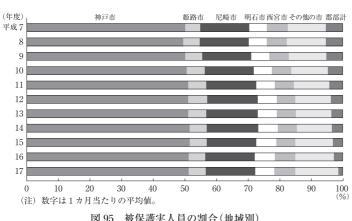
生

第三編 (世帯、人) (億円) 90,000 1,600 ■被保護世帯数 ■ 被保護人員 --- 保護費総数 80,000 1.400 70,000 1.200 60,000 1,000 50,000 800 40,000 600 30,000 400 20,000 200 10,000 0 7 平成 8 13 14 9 10 11 12 15 16 17 (年度) (注)被保護世帯数、被保護人員は、1カ月当たりの平均値であり、停止中を含む。 図 94 被保護世帯数・被保護人員・保護費総額の推移 (『生活保護の概況』より作成) を占め 九%、 け て 六%となってい 兵庫 、て景気の 保護 61 兵 町 庫 る。 信果の生 $\widehat{\mathcal{O}}$ % **₹** そ 県内 15)状況 神 0 0 他 悪 戸 0 活

就労 や実施手 旁 談 じく平成十七年から が 働 P 管内 出省は、 自立 就 ,順等を定め、 労支援を実施 の 一の意欲 生活! 0 保 が 報告を基に平成十 護 筣 する 厚生 必要な支援を組織 定程度以上ある生活保護受給者 闬 世 内容が含まれていた。 |労働省によって開始され 帯 の 状 況 七年から自立支援プログラムを導入した。 を把 的 握 に 実施 Ļ 世 Ļ 帯が たの 多 抱えてい 様 (及び児童扶養手当受給者) が生活保護受給者等就労支援事業である。 な課題 る問 に 対応できることを目指す 題 の 類型 ごとに自 ح を対象とした事業 れ は 岦 実 支援 す 施 É 機 0 0 関 具 で これ 体 あ 地 的 方

高齢者世 被保護世 化等を背景 費総額 兵 庫 帯四二・ 県 帯 は の 生 0 に 構 活 図 \bigcirc 成 94 保 13 % 光 ず 護 の ح は n 0 母子世 被保 お \$ 平 増 ŋ -成七年 车 加 護 帯 成八 を続 111 九二 帯 年度 度が 数、 け É % 傷 被保 か 15 Š る 病 そ 车 障 護 ゟ 害 成 人 他 者世 員 中 世 期 帯 保 に Ŧi. か

被保護 再編されたこともあ 傷病世帯二七・一 世 市 た。 帯 人員は、 阪 C一〇年後の平成十七年度になると、 褌 地 平 Ŧi. 域 成 % % 姫 单 り 路 期 母子世帯一〇・二%、 高 図 市 0 同齢者世 平 95 成 明 0 とお の 石 大合併で県内 帯 市 に ŋ 0 集中 割合 市 部 L 0 が こい み 最 障害者世 で九 高齢者世 市 b た 大 町 へきく Ŧi. が % 帯九 帯 九 前 後 市 几 几 つ



被保護実人員の割合(地域別) 図 95

対

策

事

業

昭

和

五十六

(一九八一)

年

度開

始

等

を展開

7

た。

平

で推

移

Ĺ

続け

(『生活保護の概況』より作成)

に _ 七年

%

<u>ځ</u>

%台に上昇し、

十七年度に一

.

匹

% と 一

%台前

度に○・

七八%であっ

たが、

景気の悪化を背景として十二

年 平

虔

最 ょ

も多く、 生活保護

○%を占め

る。 平

成

年

神

芦

市

中

核市

を除

61

た数は

値

に 帯

なると世

帯主

の

病 由

護

0 開始

に至

つ

た理

由 て

成

七

年

度

神

声

市を除

cy

た数値)

の

時

点で、

##

主

の

傷

病

に

による

理 傷

が

6る理

由

五.

八

%

急迫

保護

で (J は、

医

療

扶 平

崩

単 Ŧ

四 度

九

%

貯

金等

Ó

減

少・喪失

三 三 -

%とな

っって は、

(V

る。

県内

0 給 Ė

生活

保

護の

保

護率

(人口一○○人当たりの

保

護

人員)

成

その 定 に 員五〇人)、医療保護施設 救 生 護 一活保護受給者を対象とした保護施設は、 ほ か 施設七(公立二、 平 成 淄 期 か でら中 私立五、 期 に かけ (私立、定員二七九人) 定員四九〇人)、 Ź 県は被保護 平 ·成十七年時 更生 世 が設置され 帯 施 自立 設 援 点 護 で県内 7 (公立、 促 11 進 た

就労支援事業が 成十七年からは、 導入され 前述した自立支援プログラムと生活保護受給者等 た

生活 決定件数 低 所得者、 福 祉 資 金 高 一の貸付 論者、 は 障害者向 図 96 の け لح に お ŋ 平 兵 庫 成 "県社

金額ともに平

成

前

期

に

横

ば

11

0

状態が続い

てい

た。

とこ

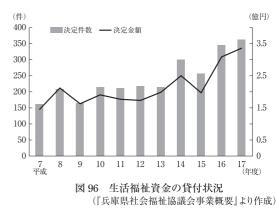
八年度と十年度を除

会

福

祉

協議会が



た

(平成七年六月二十六日時

点

護受給者約四万四○○○人のうち三三○人が犠牲となり、

家屋が全半壊または全半焼した世帯は八七八○に、

それぞれ上

負傷者は二六

務 続きを簡 0 持 所 発災後に県は、 は つ承認権限を各福祉事務 全国 素化した(『朝 からの 生活保護世帯 応援職員 \mathbb{H} 新 聞 所 0 助 平 長 に に 力も得つつ、 成七年三月二十五日)。 時 時的 扶 벬 のを迅速に に移譲するなど、 地 震発: に支給するため 生 被災 直 後 行政 地 ょ の ŋ 震災関 処 É 福 理 祉 知 手 事

送業務、 支給、 大な被害を受け、 護世帯 つい ところで生活保護受給者の大部分は、 て当時 医 の被災状況 救援物資の受入れ・配送業務等) 療券を提 0) 神 の 多数の生活保護受給者が避 出できな 戸 市 把握及び家屋が 兵庫 福 13 生活保護受給者 祉 事 務 所 倒壊 捙 と生活保護関係業務を担った。 一業務 の 職 老朽化した低家賃住宅に居住していた。 した世 蒷 (遺体 難 は の受診体 帯 所での生活を余儀なくされることになった。 この確認 被保護者の の 居所の ・安置業務、 制 0 なか 整備 確保指導、 には、共同生活になじみにくい人達 要援護世帯 同 年二 生活保護業務の具体的 滅失した平成 月分保護費 の安否確認、 それらは、 の定例 七年 避 難 避 地 Ħ 月 な内容に、 所 |支給 難 震に 分保護費 所 の よっ で が 食事 0 あ 生 て甚 被保 る 0 Ó

に

(病弱者)

活

再

配

ろが、

これも景気の悪化を受けて平

成

崩

に

は

増

加

転

じ

て

61

る。

阪神

淡路大震

·成七年一

月十七日

百

に 争

発生し

た阪

神 に

淡

路

大震災

に

ょ

災と生活保護

n 平

生活保護受給者も被害を受けた。

兵庫

県内

0

生活保

度に指導を行ったが、 高齢者、 飲酒による迷惑行為のある人達) プライバシーの問題もあり周囲に気を使いながらの面接であった」と述べている もかなりおり、 周囲の人達や学校管理者に幾度も呼び出された。 その () 阪

神

淡路大震災

-福祉の現場から』)。

相談の実施 活保護世帯に支給されることになった 几 成七年二月)、 四 その後も福祉事務 八八(うち神戸市が三一二二) (七年四月以降) 応急仮設住宅への早期入居指導と住宅扶助の運用 所は、 を担っている。 生活保護関係業務として家具什器費、 であった。 (一世帯につき三○万円)。 平成八年一月時点で、 平成七年五月からは義援金 (七年三月)、応急仮設住宅入居者向けの巡回 応急仮設住宅に入居した被保護世帯数 家屋補修費等の一 の一つである要援護家庭激励 時 決財助 費の支給開 ||金が生 始 伞



写真 144 応急仮設住宅巡回相談

とが 十二月に比べて一〇九六世帯、二〇一三人の減となった。これは、 人員は、 生活保護の対象となった世帯数は、 月十日)。 報道によると平成七年十一月末時点で、 原因である。 入所、 死亡、 時的に減少している。 他方で、平成七年から八年にかけて県内の被保護世 親族等との同居等による廃止が開始件数を上回 例えば、 一一一九に達した(『神戸新 平成七年十一月のそれらは、 阪神・淡路大震災が原因で新たに .帯数と被保護 聞 つ てい 県外転出、 平成 たこ 八

きが 生活保護費等の支給をめぐって、 顕在化することもあった。 例を挙げると、平成七年一月二十四日付け 被災自治体と生活保護受給者との あ つれ

なく 費を原則として削除することを指 た \$ 活保護受給者は反発を強め、 で県は、 い」(『朝日新聞』 一帯を調査 な ランスを欠く。 これ つ た項目に 福 は Ļ 祉 家屋が全半壊または賃貸住宅等で家主が家賃を徴収しない 事 家屋の 務 は支出できな 所に 平成七年二月二十一日)として、対応を変更することはなかっ 新たな住居が決まれば一 向 倒壊が判明した世 けて 市 被災 良団 c J L 示した内容になる。 5地区に 体が県に抗議する事態へと発展した。 家を失った多くの被災者の中で保護世 |帯には住宅扶助費を平成七年二月分から削除 おける生活保護費の支給方針に 時扶助などで必要な経費を支給できる制 この文書を受けて各市町 ような場合に、 県は つい 帯 だけ て」とい 「生活」 の ケ に ĺ 度が 住宅 保護 スワ する措置 生活保証 う ·題の文書を送付 あるので、 扶 1 の 筋 性質上、 力 護の を支給 を講じた。 が 住宅扶 ,生活! 必要 活 するの 用 う の 生 助

難 年 償還指導員を設置. 員 生活不安や復興住宅 年 は、 (や生活支援アドバイザー が 度か に 震災対応に関連して、 L は、 地 一〇三億二〇二五万円 61 域の b 世 県 帯 仮設住宅等から災害復興公営住宅等の恒久住宅へ転居する低所得世帯等のうち、 実情に応じ、 は 向 け 被災世 に、 生活福祉 帯に の 滞納者等に対する償還指導、 平 転居後 管内のコミュニティプラザやふれあ 対す 成六年度から十一年度まで生活福祉資金の など関係機関 祉資金貸付事業の一 (五万九一一 /る福: の生活状況の変化に伴う多様な福! 祉総合相 一六件) から寄せられる福祉 であ 談事業を開始 環として転宅費特例貸付が つ 償還能力の た。 災害特例貸付に した。 に関する相談に対 61 セ 調 これ 祉ニー 査や不明 ンターなどを月 災害特例貸付 は つい ズに対応するため、 者の 仮設住宅での生 実施されるように ては、 して問 所在確認等を行 П 兵 が 題即 程度 庫 実施 薡 決型 (訪問 活 だされ 転居 社会福: な 福 0 温費用 長期 った。 の つ た。 祉 対応を行う た 事 祉 被災者本 化 そ 務 0 協 平 平 調 所 議 0 伴う 会が 成 達 成 総 0 職 九 が 額

等 福祉総合相談の内容別相談件数 (平成9年度) Δ レ に そ 区 分 $4 \sim 6月$ 7~9月 10~12月 $1 \sim 3月$ 9年度計 関 ス の 後、 の す 生活困窮 138 80 78 79 375 自立 る 生活資金貸付 42 21 13 121 45 特 玉 在宅福祉 907 770 702 555 2,934 支援 別 に 施設入所 13 8 8 6 35 措 ょ 年金・手当等 91 24 19 24 24 P る 置 児童養育困難 2 0 5 0 7 朩 法 ホ 精神不安定 44 43 36 74 197 1 1 议 L Δ 健康状態悪化 71 42 46 60 219 Ť レ レ 就労困難 52 29 22 30 133 ス ス 居住環境劣悪 28 31 45 29 133 朩 間 0 住宅確保困難 408 473 443 274 1,598 1 実 題 L その他 1,160 6.386 864 2,547 1,815 態 0 レ 調 解 合 計 2,593 2.676 3.969 2.991 12.229 消 (『阪神・淡路大震災復興誌』 より作成)

題 ることになっ 0 基 に 題ホ 地 レ の I 対 方自治: づき県も ス 深刻化 Δ する当 0 レス問 間 体 題 平 面 からの た で -成十二 あ 平 0 た 対 例 3 成 の 前 応策 が 要求を受けて、 えば、 年 事 期 度 態 に 深刻な生 か 平成十 6 か つ 0 深刻化 中 5 11 庁 て 期 活 内 に 連 を 玉 とホ 年 か 絡 取 住 け は に 会議 宅困 りまとめ 1 7 ホ 玉 ク 1 Δ は、 窮者とし P 口 L レ

レ ス

ス

策

を

進

0

61

都 の

市

部

朩

] 対 多

L

間

表 狙 15

69

0 て 用

とお

'n

Ć

ぁ

4

0

で

あ

つ

生活保護をは

じめとする各種

福

祉

施策を効

活

Ļ 61

被災者

生

活

再 0

建

に 祉

向

けた支援を充実させることも

つ

た。

平

成

九 0

年

度

福

総

合

柏

談

0

内

.容別

相

談

件

数

は

1

ズア

Ť

っ され

7 ッ

朩

合 相 談推進 事業や 時 宿泊事業等が実施されていくことにな ス自立支援 査等 を 目的 を経 法 とし て、 が た国 平 成 成 立 [と 地 + 旭 方自治量 同 年 年 t つ 凣 た。 月 月 体 に 平 に 議 0 責 施 成 員 行 金 務 + さ 法 几 が 明 れ でホ 年 た 八 確 月 1 に 3 に 同 Δ 法 玉 れ レ に ス は 基 ホ 0 自 1 づ ホ 立 1 L Δ レ 0 支援 ホ V ス 総 Ì ス

るようになっ 会議等を設置

関

係市

に

よるホ

1

L

レ

ス

対

策

0

推

進 市

を支

県

連

絡

調整

0 レ

内 ス

阪神・淡路大震災と創造的復興 等 市 査 働 0 方法 生 Ŧi. ることが 能 に 朩 七人、 関 活 1 力 す 保 による L が レ あ Ź 護 基本 そ 明 ること 0 ス自立支援法に基づき平 要件 初 0 5 方 他 か め ō とな 針 7 P 0 を策定 市 み 俕 0 をも 護 町 つ 朩 た。 で 1 0 方法 L したほ つ 7 九 レ 保護 等 几 几 ス Ł の に 人 か 成十 、であ 全 . 関 人 0 要 0 す 玉 朩 倂 る 内 調 Ŧi. つ 1 査 訳 年 通 に L を実 は 欠 知 レ け を 月 ス 施 発 神 に か る Đ 対 ら二月に l 戸 L た。 市 す た。 0 んる生 で その な 平 か 活 成 4 十 際 ゖ لح 保 É す に 護 Ŧī. 国 尼 Ź 0 年 崎 適 兵 は、 新 七 庫 市 月 た 用 県内 全て な通 に に 当 玉 た では 0 知 は 市 B ŋ 九 発 町 朩 西宮市 四 居 村を対] L 七人 7 住 Δ 地 61 レ 象 0) が ス に な の

統

L

た調

L

レ

ス

が

姫

立 支援 れ 対 らの 策 動きや 連 と絡協 、状況 議会を設 の 下で平 置 L 成 た + Ŧī. 同 協 年 + 議会は、 月に 後 県 に は 策定さ 玉 • 市 れ る 県 民 間 0 支援 実 施 闭 計 体 画 ととも に 基 づ < に 兵 施 庫 策 県 0 進 朩 ホ 行 1 1 管 4

に

応

ľ

た

先

事

例

情

交換

連

絡

調

民

理 レ

•

調

ス

自

施 施

策 策

بح

0

連 進

携 的

協

力 0

に

つ 報

13

て

議

L

自立対策、国や自治体の「責務」 合的な施策を①ホームし 提案で成立した。 民、保守の超党派による 施行される。 を促すのが狙いで、 仕事を提供し、社会復編 ている。安定した住居と 全国実態調査を義務づけ し、国にはホームレスの 地方自治体の「實務」と 合的な対策の実施を国や など、自立につながる経 め国や自治体が講じる総 同法は、自立支援のた 良、民主、 紛、社 逅 社 努める」ことなども盛り 込んでいる。 が妨げられている時は め、「国民の協力」 体との連携を図るよう水 や自治体に民間の支援団 よう義務づけている。国 て自立支援策の基本方針 町村にも実施計画を作る を策定。都道府県や市区 一僧理者が必要な指摘を 一方で同法は、 国はホー 公園だ かか ホームレス自立支援法について 報じる新聞 (朝日新聞 平成 14 年8月1日) (2002)支援 整 施 計 た。 平 寸 地 画 計 を 体 域 ح 画 0 実 0 0 信 意見交換

ホームレス支援法成立

別措置法が31日の参院本ための初の法律となる特にある。

談や指導を実施③宿泊場 る恐れがある人が多くい 住居を確保し、健康診断

写真 145

必

要な指

導

援

助

0

実

施

ホ

1

 Δ

レ

ス

^

の

生

活

保

護

0

滴

用

居宅

葆

護

施

スに安定した就業機会も

っては強制排除につなが取る」と規定。「運用によ

摘があるため、一必要な持

安定した居住 b 県内で、 成十六年七月に 策定 各 福 0 重 場 点課 祉 事 所 県は、 務 題 同 0 確 は 計 所 に 保 画 ょ 生 は 兵 活 る 就 庫 業 平 ケ 県 に 関 1 0 成 朩 機 +す 1 ス Ź 会の ワ Δ 年 相 レ 1 確 度 談 ス 力 保等であ か 0 1 自 指 5 を中心とし 並の 導 保健 支援等に った。 年 度 を計 た そ 相 医 関 療 0 画 談 ほ 0 期 す 活 る 間 確 か 動 実

自

岦

0

支援

13

こと

ē

+

旭

年

に

農林共済

が

厚生年

金に統合された。

設入所、 用 可 能な生活保護施設の整備等が進められることになった。 外来治療)、 行政とNPOとの協働によるホームレ スの住まい確保等の支援、 ホームレ スが利

平 成前期から中期にかけての年金制 度

厚生年金)

成 前 期 や共済年金を中心に見直しが行われることになった。 か ら中期に かけての年金制度は、 国民年金 (基礎年金) の上乗せ部分である厚生年金保険

業団 引上げ、 0 六十代後半の人々へ 厚生年金 人一番号)がなされた。平成十二年の制度改正において、 年金に統合された 保険料 平 体職! 成八年に厚生年金保険法等の一部を改正する法律が制定され、 二 員共済組合制 納付特例 の 報酬比例部分の支給開始年齢引上げ(三十七(二○二五)年度までに段階的に六十歳から六十五歳まで 年 ・度から実施)、 .制度の導入(十二年度実施) (平成九年四月実施)。 の在職老齢年金制度の導入(七十歳未満まで拡大、 度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律が制定され、 六十五歳以降の年金額の改定方式の変更 平成九年からは基礎年金番号制度が導入され、年金番号の共通化 等が行われた。平成十三年には厚生年金保険制度及び農林 厚生年金の給付水準の五%引下げ(十二年度実施)、 JR 共済、 十四年度実施)、 (物価スライドのみで改定、 JT共済、 学生に対する国 NTT共済は厚生 十二年度実施)、 民年 漁

げることが決められた。 平 成十六年の 制度改正では、 そのほかに国民年金の保険料月額や厚生年金の保険料率引き上げの措置、 二十一年度以降に基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一 社会情勢 へ引き上

歳未満)、

離婚時

おける厚生年金

の分割制

度

玉

民

年金

保険

料

の徴収対策の強化措置

(多段階免除制度や若者

に

合わせて年金の

給付水準を自動調整する仕組み(マクロ

経済スライド)、育児休業期間

中

の保険料免除措

置

0

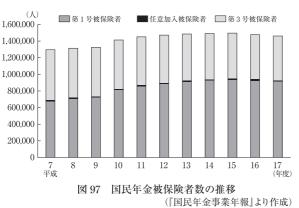
納付猶予制度)

等 に

の導入がなされた。

3

は



三

平

こうした年金制度の見直 平成十五年度まで漸増 しの下で、 傾向 に あ 図97のとおり兵庫県内の国 り、 特に第一号被保険者 0 0 民年金 増加と第三号被保険者の の被保険者数 (第二号被保険者数を除 減少が見て 取 n

る

(被保険者の各号の定義に

っ 0

e V

ては、

第二編第五章第三節二の

新年金

蒯

また、

金の被保険者数は、

の誕生」参照)。 三万一〇三四人、十二年度に一〇一万五六八六人、 県内 厚生年 十七年度に一〇 平 成七年度に

万九九七人と推移した。

と表記する場合もある) ·成前 母子 期 から中 父子福祉 期 の向 に と父子世帯の総数は、 かけての兵庫県内の母子世帯 上と自立・就労支援施策の導入 表70のとおりである。 (便宜上

一母子家庭

平

十七年の

Ó

玉

|勢調

査

では、

母子世

帯数

は三万を超えるまでになって

る。 成

平成十七年時

点で

の県内

の母

子世

帯

(神戸市及び姫路市を除く)

になった ιĮ

理 となっていた。 由 につ c J 、ては、 離婚が全体の八割を占めており、 次いで病死が 割弱

452

表 70 母子・父	子世帯の状況
-----------	--------

	兵庫県					
区分	共熚乐	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
	母子世帯	母子世帯	母子世帯	母子世帯	母子世帯	母子世帯
	父子世帯	父子世帯	父子世帯	父子世帯	父子世帯	父子世帯
平成7年	22,026	7,359	2,147	2,642	1,271	1,642
	3,873	1,098	349	492	272	246
12	27,398	8,971	2,754	3,136	1,529	2,106
	3,873	1,137	334	445	229	258
17	34,692	11,096	3,648	3,912	1,987	2,478
	4,079	1,157	376	457	244	300

(注) 母子世帯と父子世帯について、平成7年、12年は、未婚、死別又は離別の女親・男親 と、その未婚の20歳未満の子のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)。平成17年は、 未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子のみから成る一般世帯(他の 世帯員がいないもの)及び未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子の みから成る一般世帯(他の世帯員がいるものも含む)と定義づけられている。

(「国勢調査」より作成) 福

> 祉 ン

セ

タ

ĺ

戸

子

福 福

祉会むつみ会館、

尼崎

立

セ 関

タ

1

は

平 ぁ 件

成

Ŧ

七

车 母

時 子

点

庫

県

母子会館

神 7

戸 0

市

立 子

す

る内容

で

つ

た。

福

寸

体等

0 が

拠

点

とし

母

福 護

祉

母

子

福

祉. ン

セ

ン

タ

1 神

明 市

石 兵

市 庫

立 区

総合 母 で兵

祉.

セ

ン

タ

1

西

宮

市

立

母 市 母

成

Ŧī. 称

件、

十 二

一年度 母子 婦 福

万六三五

十七 る相 相

年 談

度

万五

八〇

と推

移

Ĺ

そ

大部

分 数 年

生

活

般 £

と生

活

援

を変更し、

祉

帯 法

や寡 に 基

婦 づ Ś に 対す 件

指導を行

つ

7

11

た。

これ

6

0

相 0 祉

談

件

平

成

车

虔 支援

万 員

九三

母

子 葼

び 寡

母

子

談

員

は

法

改正

(後述)

に

ょ

つ

て平

成

+

Ŧī.

か は

5

母

子

自

<u> </u>

に

名

で 宮 4 市 タ 福 市立 あ 園 车] 立 祉 る。 母 に 0 セ 母 İΗ 名 八 ン 子寮)、 名 民間 称 生 力 タ 活 を 所 1 藤 母 支援 0 が 洲 江 設置 子生活支援施設 H 本市 加 <u>日</u> 鷺 施 古 寮)、 され 袁 Ш 立 設 母: 市 母 子 総合 旧 て 子生活支援施 西 寮 名 61 宮 んは、 た 福 市 尼 に 祉 立 崎 平 県内 変更し 会館、 母 市 成 子生 母 0 設 子 年 た。 公立 赤 活 寮 间 より 穂 支援 |名:洲 具体 0 市 单 明 母 立 施 子寮 核 石 的 母 本市 設 市 市 子 に に 立 立 は は 福 旧 母 移 さざな 祉 名 子 尼崎 行 セ

で引き続き運営されてい

した。 た姫

また、

県民保

養荘

母子

休養

朩

7

b

温

泉

町

現 施

新温 設

泉 改

町 称

路

市

0

所管

ع

な

ŋ

年

白

훹

京

母

子

生

活支援

寮

西

453

付状況は図

99のとおりで、

減少を続けてい

る。

なお、

こちらの貸付金額

の

八割は修学資金が占めて

づく) 貸付金額 年には児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律が制定された。 成十年、 万 児童扶養手当(児童扶養手当法に基づく) 四 の貸付状況は図8のとおりで、平成十年度あたりから貸付件数は 四 十四四 の八 八割超 年に 十七年度に四 世は児童 所得制限の見直し、 の就学に係る資金が占め 一万一五二四人と増加の一途をたどることになった。 十二年 の県内の受給者は、 から十四年にかけて物価 7 (V た。 寡婦 平成七年度に二万 福祉資金 母子福祉資金 スライドの特例 漸 減、 (母子及び寡婦福: 金額は 児童扶養手当につい 五 漸 五〇五人、十二年 (母子及び寡婦福祉 増の 措置 祉法に基づく) 傾向 が 講 が続 じら ては 度に三 7 の に足基 平 貸

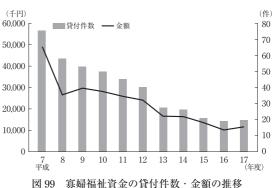
事業、 変更してい 日常生活支援事業に、 度から父子世帯を相談対象に含めるようになった。 母子家庭等介護 そのほかに母子専門相談員による特別相談事業、母子家庭等医療費給付事業、 兵庫県婦人共励会の受託する母子福祉小口資金貸付制度・母子家庭等生活指導強化事業 人派遣制度等が継続 子育て家庭ショートステイ事業は十七年度に子育て短期支援事業に、 して実施されてい 母子家庭等介護人派遣制度は平成 た。 母子専門相談員による特別 子育て家庭ショ 相談 十五年 事業は、 それぞれ名称を - 度に母子家庭等 き 1 平 成 ステイ 十年

委託)。 の充実に向 父子世 帯 けて、 向 け Ó 取 朩 Ì 組 ムフレンドを家庭に派遣し児童の養育状況を改善するものである として平成八年に に県は、 朩 1 ムフ ĺ ンド 事業を新たに始めた。 これ (兵庫県婦 は 養育支援 人共励会に

平成 十四年十 月に は、 総合的な母子 ,世帯の自立支援策の推進を図るために、 母子及び寡婦福祉法等

に 非 給 主

(壬円) (件) 450,000 г 1,200 ■ 貸付件数 --- 金額 兵 400,000 庫 1.000 350,000 県でも平 300,000 800 250,000 600 200,000 成 150,000 400 十五 100,000 200 50.000 年 0 0 17 (年度) 8 9 10 11 12 13 14 15 16 に 平成 自立 図 98 母子福祉資金の貸付件数・金額の推移 支援 (『母子福祉のしおり』より作成)



(『母子福祉のしおり』より作成)

0

就業の支援

関

する

特別

措

置

受け

て平

成十

五年

七月

に

母子

家庭

後

0

長 に

期 施

0

不

況と経済

清勢

0

悪 済 +

化 崩 Ŧī.

な 壊 年

部

を改

(正する法律

が

立

几

月

行さ

れ

た。

バ 成

ブ

ル

経

就労支援施策 な つ た 0 導 入が相次ぐことに

法)。

と

n

わ

け

母

子

及

婦

福

祉

法

れ 法 0

7

11

る

<u>=</u>+

年

三月

末 C

ま

で

0

限 行

寸

4 母

成立

に

至

り

同 に

年

八

月

に

施 時

0

改正を機に、

母子世帯

0 寡

母

の自

立

育訓 常 体 転 付 換 練給付 勤 金を支給すること が 指定 雇 た事業主に、 用 金は 労働 L た職 者とし 業能 母子 に 世 7 力 定期 帯 雇 L 0 て 用 0 簡 発 母 13 経 た 0 が 過後に 自 必要な た 教育 主 め 的 用 0 奨励金を支給する内容になる。 訓 研 講 に 雇 行 練給 座 用 修 を受講 う職 転 換 付 訓 業能 奨 金 練 一と常 励 Ļ な 実施 金 力 職 は 0 用 業能 開 雇 発を促 母 用 た後、 子 力 転 # 換奨 0 帯 開 進 でするべ 励 0 発を行う者 般 平 母 金 常 成十六年には高等技能訓 を 0 甪 支給 新 雇 規 用 就業相 に に が 労 対 開 パ 働 始さ 1 して 者 談を通り 1 教育 タ れ た。 イ 般 ム労 じて 訓 雇 自立 用 練 事業実: 練 被 働 終 保険者 者等 支援 促 了 進 後 費 施 0 教

もある)

促 0 進することを目的に、 支給が開始された。 これは、 当該資格に係る養成訓練の 母子世 帯の母の 就職の際に有利であり、 受講期間 のうち一 定期間 かつ生活の安定に資する資格取得を の費用を支給する取組 になる。

四 ۴ メスティック・バイオレンス対策の始動

機関との連携、 女性の を取り巻く問題に対応していった。 年度に 平成前期から中期にかけて、兵庫県立婦 婦 「悩みのホ 人相談員の研修といった業務を継続して実施 ットライン」 に名称変更)、 人相談センターは、 時保護、 婦人保護施設 Ĺ 多様化する女性 「婦人の悩みホットライン」(平成十四 の入所措置、 (「婦人」と呼称する場合 啓発活 関係

相談件数は、 壊したり、 Ŧī. 況 八件)。 時 に 平成七年に発生した阪神 追 保護件数も平成七年度に九一件、 い込むことになった。 住居や職を失ったりした女性たちの援助に注力した。 平成七年度に一一六八件、八年度に一四五三件、九年度に一四八二件となり ・淡路大震災は、 県立婦-人相談セ 八年度に一二七件、九年度に一四九件と増加を続けている 家庭的 ンタ ĺ は、 ·社会的 相談業務と一時保護業務を通 に問題を抱えてい なお、 震災後の県立婦人相談センター た女性たちを、 して、 (六年度は九六〇件)、 震災で家庭 より 困 難 が崩 な状

力 · 立女性家庭センター) 平成七年度から十七年度にかけての県立婦人相談センター 酒乱、 夫の女性関係等の夫婦問 の年度別処理 状況は、 題 図 100 時保護や生活保護等の のとおりである。 (十四年から県立女性相談センター、 同 福祉関係に関する内容が占めていた。 セン ターの対応業務の大部分は、 十七年 夫 ゕ 他方 から県 0 暴

婦 配

護 暴

設 相

平

成

Ŧ

七年

時

点で神

戸

婦

人寮

(定員四〇人)、

姫

路

婦

人寮

(定員

(四〇人)

の 二

力

所

が

置

か

K

X

ステ

1

ッ

ク

バ

1

配

偶

者

内

縁

離

婚

後を含む)、

恋人等

か

5

振

る

わ

れ

る

身

体

的

暴

力

殴

3

蹴

るなど)、

精

る

偶

者 保

力 施

談 は

D V 銭 を と定義される。 取 ŋ ŀ げ たり する など)、 性 的 暴 力 性 行 為を強要するなど) は _ ا ż

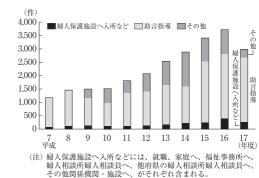


図 100 県立婦人相談センター・女性相談センター・ 女性家庭センターの年度別処理状況

する

法律

が 護 0 で婦

至

つ

た。

平 に

成

千三

年

に

は、

偶者 等

か

0

暴

(『婦人保護事業の概要』より作成)

女

住

0

保

に

関

連

L

て平

+

年

ス 7

1 61 戸

1 た

力

1

行

為

0

規

等

宮

加 0

古

Ш

各

市

に 相

計

人 成

が 県

配置

され

年

度

時

Ĺ

談 0

員 は

は

に あ

几

神

姫

尼 61

崎 る。

明 平

石

西

売春

に

関

わ

る

b

ま

れ

る

13

は

皆

無と

な

つ

7

成

+

関 する法律 律 0 下 で 従 来 か 6 0

そして、

同

セ

ン

タ

1

は、

配

記偶者·

から

暴

力

防

及び

被害者

0

護

婦

保

護事 Ō

業

に 0

加

え 止

都

道

府

県

0

設 保

置

す

に さ 力

さらに十

七年

-に県立

女性

家庭

セ

ン

タ

1

٤

名

称を改

Ø

7

11

る

れ

た

県立

婦

入相

談

セ

ン

タ

1 関

は

平

成

十

四 が

年

に

県立

女性

相 年

談 几

セ

ン に ら 制

タ

0

防

止

及び

被害者の 制定され

保護 るに

に

す

うる 法律

成立

Ļ

+

几 配

月

施

行

支援 セ ン タ 1 とし 7 0 機 能 を担 0 た 後述

れ 7 61 た。 また、 兵庫 県は、 千葉県 0 長 期 施設 か に た婦 人の村で七人の定員を契約してい た

オ んス問 題 0 顕 在 花 神 的 暴 力 (大声 で怒鳴 2 た ŋ 無視 たり Ŧ (るなど)、 ス 経 テ 済 的 イ 暴 ッ ク 力 生 バ 活 イオ 費を渡さ レンス」 なか (以下 2 た

D

V

第四 府 Ξ ン宣言及び行動計 委員会は、 1 月に第四 が \mathbf{H} 本でも平成前期に民間や行政によってDV実態調査が行われるようになった。 取 П 冊 ŋ が社会に広く認知されるきっ が 組 |界女性会議 昭 開催された。 八回 むべき行動 和六十年代以降に一 |国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が満場一致で採択された。平成 画 「が採択され、 (北京) 綱領が採択されてい 同会議は、 (国立女性教育 146 会館提供) では、 者 タは、 した。 議員で進 Vに関する調査が実施され、その深刻な実態が明らかにされた。これらのデー 1 とする 般勧告を出し 支援に 平 調 女性に対する暴力を除去すべきことが明記された。 0 政治宣言及び成果文書を採択して、 女性の人権問 保護に関する法律 ・成十三年に成立し、 |査を実施して社会的な関心を高めたほ かけを作ったの 平成十二年から十三年にか その後、 「夫(恋人) められたものである。 関する法律 る。 て各国 東京都 平成十二年には、 .題が最重要課題として扱われ、十二年までに国連と各 からの の立法作業を後押しした。 が [に情報提供を求め 国 (以下、DV (平成九年) 翌年に施行された配偶者から 際 暴力」 連合 国連特別総会「女性二〇〇〇年会議 調 (以下、 防止法) けての配偶者からの や総理府 査 研究会は、 対策のさらなる充実化を訴えた。 た。 は、 平成 か、 前文で配偶者から (十二年、 同 五年の D D V 法 V 平成四年に研究者を中 غ の立法作業は、 暴力 に関 Ó これを受けて、 世 l V 現内閣 暴力の 国連 昇 う概念を初 する全国アンケ の 人権会議 防 府) 防止 Ó 止 岌び によってD 暴力を 超党派 及び でウ め <u>_</u> = 心七年 匑 被害者 Ć 同

犯

国

連

である。

の女性差

撤

廃

年

ュ 玉

政 Ó

表 71 DVへの対応状況

区分	配偶者暴力 相談支援 センターの 相談件数	一時保護の 件数	警察が対応 した暴力相談 等の件数	保護命令の 新規受付 件数
平成14年	850	246	624	70
15	1,050	260	429	85
16	805	233	662	120
17	1,138	207	835	166

- (注) 1. 配偶者暴力相談支援センターの相談件数と一時保護の件数は、 各年度の数値。
 - 2. 保護命令新規受付件数は、神戸地方裁判所管内の数値。

(『兵庫県DV防止・被害者保護計画』より作成)

対

象に含める)

が

なされ

か 7 5 府 61 の は、 る。 、暴力」 平 三年ごとに 成 0 十六年 定義 の に 「男女間 拡大や D V 防 ·保護· に 止 おける暴力に関する調査 法 命 は 令制 第 度 次 0 0 拡 改 充 正 が (元配偶者を保 実 施 さ を実施 れ 護 配 L 命令 偶 7 者 き

罪

となる行為

と位置

付け、

D

V

被害者が保護命令を裁判所

申

し立てられるように

した。

加

えて、

行

政

15

D

V

防 止や

被害者保護

の責 同

貉

があることを明

記

Ļ

各都道府県に

配偶者暴力相

談支援

セ

ン

タ

1

の設置を義務

ゖ 平

るなどし

こてい

た

法

0

定に

ょ

つ

て、

公共機関

よる D

V

·被害者

保護

枠

袓

みが

整

え

れ

す

Ź

調 成

査 + 加

を実施

女性

0

約六人に

人が身体的

暴力を受けているとい

う結果を公表した。

これ

以後

B に

Ă

年

に

内 閣府

男女共

同 制

参

画

局

は

D

V

防

止

法

制 に

定後

0

実態把

握

0 0

ため

に 0

配偶者等

か

ら 5

Ó

暴力

関

+ 相 な 休 ŋ さ 几 談 Ë こて、 年 に セ 夜間 からD な ン タ る D 問も含 v 1 V 配 防 み、 ホッ 平 偶 止法 成十七年をもって県立女性家庭 者 緊急時 制定後 ト 暴力 ラインを設置し、 相 は 談支援 0 兵 四 庫 時 県 間受付 セ ン 内 タ 0 D 1 D 対 V とし V 応するように 被害者等から セ そ 0) ン の 対 ター 役割を 応 状 に 淣 改 は、 な Ó 担 称 つ 相 う 県立 た は 談 表

に

毎

そ

1

内 0 H 平

成

女性

71

0

لح

男女共同 参画 セ ン タ ĺ 各県民局、 健 **)**康福: 祉事 務 所 警察でも受け

に ほ か 時 に 保護所を設置 \$ 情 報 0 提 供 等 0 D 対 V 応に当たった。 被 害 総 合 車 門 なお 相 談 D V 被 時 害 保 0 護 相 談 セ は ン タ 付け

459

た。

業 窓口 判所、 連 ク会議 0 携 市を除 防 D 強化が進められた。 職 止 や D V 兵庫県弁護士会、 時 防 員 が設立され <u>ر</u> 保護 研 止 V 修会、 に の 向 被害者のニーズに対応した各種の支援活動を効果的に推進し、自立も支援した。 の委託を実施するようにもなってい 企 け 画 た基 事 てい |調整業務を行う健康福 例 る。 盤及びネット 検討会の 県とNPOなど民間支援団体が連携しながら、 県警本部、 同 会議 開催等による相談職 は、 県民局 . ワ ĺ 兵庫県婦人保護事業関係機関連絡協議会を前身とするもので、 クの 祉事 (健康福祉事務所) 整備 務所 る。 b には、 進め 員等の資質向上や、 られ 地 域 た。平成 等の関係機関で構成され、 D V 防 Ŧ 止 ネ ·四 年 DV防止に関する普及啓発、 こどもセンター ッ トワー に ひょうごD ク会議が設置 配偶者等からの (児童 V 防 県内九地 止 相 言され ネ 談 ッ 所 たほ 地 相 } 域 との 暴力 方裁 ワ か 神

増築や親子での利用を想定した居室、 七年 成十 ば 通 れ 訳 -四年より)、 ñ 時 翻訳者を確保、 ら以 保護 の 外 提供 から に県は、 外国 恒 を行 久住宅に移行するまでの 人のDV 十七年より)、家庭問 母子生活支援施設や婦 つ て 61 る。 被害者の増加を受けての外 平 成十. 精神的落ち着きのスペース、 七年 題相 間 人保護施設 か 自立に向 談員 ら十八年 の配置 け た準備の場として県営住宅の空き家に家財 に入所し に 国人被害者相 (十七年より)、 か け っては、 ているD 子ども用スペ 県立女性 談 体制の強化 V 時入居住宅(ステップハ 被害者の 家 庭 1 セ ス等の整備 心理 (NPO等との ン タ 的 1 なケア で 道具を設置 が 進 時 ウスとも 連 0 め 保 携 充実 られた。 護 により 所 伞 0 +